

共済組合の貸付けを受けるには…？



貸付けの申込みについて

貸付けの申込み（書類提出）期限は**毎月 15 日（休祭日の場合は翌開庁日）【必着】**、貸付金の送金は**翌月 21 日（休祭日の場合は銀行等の翌営業日）**です。

- 貸付けに関する注意事項や添付書類の詳細については、「互助会 Diary」や「貸付事務の手引き」等で確認してください。
- 申込締切間際に申込書を提出した場合、記入事項の不備や添付書類の不足等により貸付けができないことがあります。できるだけ余裕を持って提出してください。

ご注意ください！

- 貸付け申込みの際は、必ず**必要額を確定させ、書類を全て整えてから提出**してください。
- 「電話での問い合わせ」や「貸付申込書の提出」等では貸付けは決定されません。貸付申込み後、**審査の結果によっては貸付けできない場合もあります**ので、予めご了承ください。
- 個人情報保護のため電話での残高照会は行っておりません。借替えや繰上償還の申込みにあたっては、利率改定時や貸付決定後に送付している「償還表」で残高を確認する必要がありますので、「償還表」は償還が終了するまで大切に保管してください。
- 貸付後又は猶予申出後等で状況に変更が生じた場合は、当支部まで連絡願います。

収入に見合わない借入れは多重債務に陥るきっかけとなります。健全な資金計画をたてましょう。

医療費の公費助成を受けている方は、届出が必要です！



公費負担医療制度の対象者については、医療費の審査に当たり、自己負担限度額を正確に把握し、当共済組合と市町村との間で給付金額を調整する必要がありますので、下記の表のとおり届出をしてください。

当共済組合への届出が行われず、医療費の二重給付が判明した場合、医療費の返還請求が発生する可能性がありますので、ご承知おきください。

届出書については公立学校共済組合千葉支部HP内、組合員専用ページ「様式集」からダウンロードが出来ます。

公費助成の種類	提出書類
重度心身障害者(児)医療費助成の対象者 【必ず届出が必要】	・重度心身障害者医療費助成届出書 ・受給券の写し
子ども医療費助成の対象者 【必ず届出が必要】	・子ども医療費助成届出書 ・受給券の写し
国の法律に基づく医療費助成の対象者(難病、小児慢性など) (※) 償還払いが発生した場合のみ	・公費負担医療助成届出書 ・受給券の写し
地方自治体の条例に基づく医療費助成の対象者(ひとり親家庭医療費助成など) (※) 償還払いが発生した場合のみ	・公費負担医療助成届出書 ・受給券の写し

(※) 医療機関窓口で一旦医療費の定率負担額(2割～3割)を支払い、後日、市町村に公費助成の申請をすること。県外の医療機関を受診した時や受給券を見せなかった時は償還払いとなります。